平成２７年（フ）第８２号
秋田市中通６丁目12番24号
債務者　下村　紀子
1　決定年月日時　平成27年６月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月31日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１０１号
秋田市河辺和田字上中野２番地５　ホリイアパートＢ
債務者　熊谷　春美
1　決定年月日時　平成27年６月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月31日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第６１号
福島市森合町７番４号　市住４－114
債務者　佐藤　京子
1　決定年月日時　平成27年６月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月31日まで
福島地方裁判所

平成２７年（フ）第３８号
群馬県桐生市広沢町５丁目1245番地の７　グランアクシズ203
債務者　吉田　茂親
1　決定年月日時　平成27年６月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月31日まで
前橋地方裁判所桐生支部

平成２７年（フ）第１２９号
新潟市北区松浜５丁目10番地７　市営住宅ときわ132号
債務者　後藤婦美子
1　決定年月日時　平成27年６月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月31日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１３６号
新潟市東区物見山２丁目13番18号　ユートピア三愛607号、前住所新潟市北区神谷内216番地
債務者　高橋　賢一
1　決定年月日時　平成27年６月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月31日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１５０号
新潟市中央区万代５丁目12番２－301号
債務者　渡邊　幸枝
1　決定年月日時　平成27年６月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月31日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１５２号
新潟市東区中木戸289番地１　メゾンブルーム103号
債務者　江口九二夫
1　決定年月日時　平成27年６月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月31日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１６０号
新潟市秋葉区程島939番地
債務者　佐々木　惠
1　決定年月日時　平成27年６月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月31日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１６８号
新潟市西蒲区赤鏥473番地
債務者　猪俣　成司
1　決定年月日時　平成27年６月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月31日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１６９号
新潟市西蒲区赤鏥473番地
債務者　猪俣　信子
1　決定年月日時　平成27年６月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月31日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１７０号
新潟市西蒲区赤鏥473番地
債務者　猪俣ミサイ
1　決定年月日時　平成27年６月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月31日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１７６号
新潟市中央区女池２丁目２番26号　梅林荘９号
債務者　松平　徹男
1　決定年月日時　平成27年６月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月31日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１７７号
新潟市中央区女池２丁目２番26号　梅林荘９号
債務者　松平　礼子
1　決定年月日時　平成27年６月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月31日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１９０号
新潟市東区中山１丁目６番３号、前住所新潟市中央区南笹口２丁目１番12号
債務者　須田　　直
1　決定年月日時　平成27年６月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月31日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１９７号
新潟市江南区亀田新明町２丁目３番15号
債務者　小林　俊也
1　決定年月日時　平成27年６月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月31日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第９２号
三重県津市船頭町津興1716番地　レジデンス南津Ｄ棟201
債務者　木下由香里
1　決定年月日時　平成27年６月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月31日まで
津地方裁判所破産係